

R7建築基準法改正による手数料改定のお知らせ

和歌山県

建築確認・中間検査・完了検査の申請を和歌山県（建築住宅課、各振興局建設部（海草を除く））へ提出する場合、**令和7年4月1日以降受付分から**、次のように手数料が変わります。（※和歌山市を除く県内全域）（※1）

●建築確認申請手数料（※赤字→変更される手数料額を示す。）

床面積の合計A（※下線部は床面積区分の変更箇所を示す。）		手数料の額
A ≤ 30㎡	構造計算書の添付を要しないもの	11,000円
	構造計算書の添付を要するもの	16,000円
30㎡ < A ≤ 100㎡	構造計算書の添付を要しないもの	17,000円
	構造計算書の添付を要するもの	24,000円
100㎡ < A ≤ 200㎡	構造計算書の添付を要しないもの	23,000円
	構造計算書の添付を要するもの	36,000円
200㎡ < A ≤ 300㎡	構造計算書の添付を要しないもの	34,000円
	構造計算書の添付を要するもの	47,000円
300㎡ < A ≤ 500㎡		61,000円

※500㎡を超えるものに係る手数料については記載を省略しています。（変更なし）

《住宅（仕様基準）の省エネ基準適合審査に係る手数料加算》（※赤字→新設される加算手数料額を示す。）

○住宅（一戸建ての住宅、共同住宅、長屋等）で「仕様基準」により省エネ性能の評価を行ったもの（裏面に記載の「建築物エネルギー消費性能適合性判定」を受けたものを除く。）については、上表の建築確認申請手数料の額に、次の額を加算します。

用途区分	床面積の合計A	加算手数料の額
一戸建ての住宅	A ≤ 200㎡	13,000円
	200㎡ < A	15,000円
共同住宅、長屋等	A ≤ 300㎡	24,000円
	300㎡ < A ≤ 2,000㎡	38,000円

※2,000㎡を超える共同住宅等に係る加算手数料については記載を省略しています。（裏面記載の県掲載HPを確認願います。）

※計画変更確認申請に伴い、省エネ性能の変更を行う場合（軽微変更を除き、上記の「仕様基準」を適用する場合に限る。）の変更確認申請手数料に加算する額については、記載を省略しています。（裏面記載の県掲載HPを確認願います。）

●中間検査申請手数料（※赤字→変更される手数料額を示す。）

中間検査を行う部分の床面積の合計A	手数料の額
A ≤ 30㎡	13,000円
30㎡ < A ≤ 100㎡	17,000円
100㎡ < A ≤ 200㎡	23,000円
200㎡ < A ≤ 500㎡	34,000円

※500㎡を超えるものに係る手数料については記載を省略しています。（変更なし）

●完了検査申請手数料（※完了検査申請手数料そのものに関する手数料改定はありません。）

《建築物の省エネ基準適合検査に係る手数料加算》（※赤字→新設される加算手数料額を示す。）

○省エネ基準適合検査が必要な建築物については、完了検査申請手数料の額に、次の額を加算します。

用途区分	床面積の合計A（※下線部は床面積区分の変更箇所を示す。）	加算手数料の額
一戸建ての住宅	(面積区分なし)	5,000円
共同住宅、長屋等	A ≤ 300㎡	10,000円
	300㎡ < A ≤ 2,000㎡	21,000円
住宅以外	A ≤ 300㎡	10,000円
	300㎡ < A ≤ 1,000㎡	17,000円
	1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	28,000円

※2,000㎡を超えるものに係る手数料については記載を省略しています。（裏面記載の県掲載HPを確認願います。）

《複合用途建築物の省エネ基準適合検査に係る手数料加算》

○複合用途建築物（住宅＋非住宅）の省エネ基準適合検査の加算手数料の額は、上表の「住宅」の加算手数料額と「住宅以外」の加算手数料額の合計額とします。ただし、非住宅部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満かつ50㎡以下となる一戸建て住宅については、「住宅」のみの加算手数料額とします。

※1 建築確認申請等については、市町村、消防部局を通して、和歌山県に提出がありますが、基本的に、和歌山県での申請受付が令和7年4月1日以降受付分から、改正後の手数料が適用されます。（令和7年4月1日前後の各種申請手数料について、ご不明な点等ございましたら、裏面記載のお問い合わせ先までご連絡願います）

R7建築物省エネ法改正による手数料改定のお知らせ

和歌山県

令和7年4月1日以降受付分から、住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の申請を和歌山県（建築住宅課、各振興局建設部（海草を除く））へ提出する場合の手数料額は、次のとおりとします。（※和歌山市を除く県内全域）

●「住宅」の省エネ適判申請手数料（※赤字→新設される手数料額を示す。）

用途区分 / 評価方法の別		床面積の合計A	手数料の額（※1）
一戸建て住宅	標準計算法	A<200㎡	35,000円
		200㎡≤A	39,000円
	併用法（※2） （仕様基準+標準計算法）	A<200㎡	26,000円
		200㎡≤A	29,000円
	仕様基準（※3）	A<200㎡	18,000円
		200㎡≤A	19,000円
共同住宅・長屋等	標準計算法	A<300㎡	71,000円
		300㎡≤A<2,000㎡	119,000円
	併用法（※2） （仕様基準+標準計算法）	A<300㎡	53,000円
		300㎡≤A<2,000㎡	89,000円
	仕様基準（※3）	A<300㎡	34,000円
		300㎡≤A<2,000㎡	59,000円

※1 上表は一般的な住宅の手数料額を記載しています。なお、改正後の建築物省エネ法第29条第1項の規定による省エネ性能向上認定を受けた場合における同条第3項の「他の建築物」や、「気候風土適応住宅」（基準省令第1条第1項第2号イただし書きの基準に適合する住宅）に係る省エネ適判申請手数料額については、記載を省略しています。（下記記載の県掲載HPを確認願います。）

※2 「併用法」とは、「外皮性能」または「一次エネルギー消費量」のいずれかを「仕様基準」、もう一方を「標準計算法」により評価する方法のことを指します。

※3 「仕様基準」により省エネ性能の評価を行った住宅は、原則として省エネ適判不要（建築確認の中で審査）となりますが、複合用途建築物（住宅+非住宅）については、住宅部分に「仕様基準」を適用しても省エネ適判が必要となります。

※ 省エネ適判の変更申請及び軽微な変更該当証明書の交付申請の手数料は、上表の金額の2分の1の額とします。この場合の床面積の合計は、変更に係る部分（床面積の増加を伴うものを含む）の床面積の合計とします。（非住宅においても同様の取り扱いとなります。）

《複合用途建築物の省エネ適判申請手数料》

○複合用途建築物（住宅+非住宅）に係る省エネ適判申請手数料の額は、上表の「住宅」の手数料額と、住宅以外の手数料額の合計額とします。ただし、非住宅部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満かつ50㎡以下である一戸建て住宅については、「住宅」のみの手数料額とします。

■お問い合わせ先

窓口名	連絡先	所管区域
和歌山県県土整備部 都市住宅局建築住宅課建築審査班	TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038	海南市、紀美野町
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0736-61-0030 FAX 0736-61-0034	紀の川市、岩出市
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0736-33-4922 FAX 0736-33-4928	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0737-64-1299 FAX 0737-64-1268	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0738-24-2908 FAX 0738-24-2971	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	TEL 0739-26-7922 FAX 0739-26-4114	田辺市、白浜町、上富田町
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	TEL 0735-62-0757 FAX 0735-62-5390	すさみ町、古座川町、串本町
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0735-21-9624 FAX 0735-21-9643	新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村

QRコードはこちら



○改正法に係る県掲載HP：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/d00218909.html>